

令和7年度介護保険データを活用した地域分析等支援事業 業務委託仕様書

1 趣旨

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保していくために、保険者である市町が介護保険事業計画に基づいて高齢者の自立支援や重度化防止に積極的に取り組むことが必要であり、そのためには、地域分析を実施して当該地域の課題を把握することが重要である。

県内市町が目指す姿を描き、それに向けた課題を解決するための取組が可能となるよう、本事業では厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムなどの各種データソースを活用し、データ分析や課題抽出、データの読み方の研修、課題に対応した施策案の提示などを実施し、県内市町に対して技術的支援を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

3 業務の内容

(1) 介護保険データ等を活用した地域分析・課題抽出

県内市町が地域の特徴把握と課題解決に向けた施策検討ができるよう、各種介護保険データを収集・分析し、その特徴および課題を記載した資料を作成すること。

- 各市町の特徴を分析する際、一人当たり給付費の差を含めた地域課題の要因分析などを行い、特徴や課題を明らかにすること。また、必要に応じ、介護給付データや認定データ等の各種データも活用して分析すること。
- 資料は、単にデータを羅列するのではなく、分析結果や地域課題への対応案を記載する等、地域の特徴が明瞭となるよう作成し、当該資料を活用することで、各市町が地域課題の解決に向けた施策検討が図れるものとする。また、各市町の介護保険事業計画や滋賀県介護保険事業支援計画の策定や進捗管理にあたって活用しやすいように、グラフを用いるなどして理解しやすいものなるよう工夫すること。

(2) 市町職員を対象とした研修会の開催

市町職員を対象に地域課題の解決や介護保険事業計画の策定・進捗管理にかかる研修会を実施すること。

- 研修回数：2回以上
- 会場の用意・設営、受講者のアンケートの実施・とりまとめも含む。（日程が合えば、滋賀県庁の会議室等の確保を求めることも可）
- 研修会において実際にデータを使用・作業しながら解説を行った方が高い効果が見込まれる場合は、実習も組み込むこと。なお、実習の際に自己のPC等を持ち込めない市町担当者向けには、端末を用意すること。

- 研修会において、県内市町間での情報共有の機会となるよう意見交換の場を設けること。
- 研修内容は、事前に滋賀県と十分に調整を行うこと。
- 開催方法は、集合研修に限定するものではなく、オンライン併用での開催や、オンライン開催など、効果的な実施が見込める方法で開催するものとし、研修内容ふまえ、事前に滋賀県と十分に調整を行うこと。
- 研修内容（例）
 - ・介護保険の地域分析に有用な基礎データと活用方法
 - ・分析結果に基づく各種施策の検討方法
 - ・先進自治体の取組事例紹介
 - ・地域包括ケア「見える化」システムの操作研修や活用方法
 - ・目標達成のために適切な進捗管理を行うことができる指標の設定、PDCAサイクル

(3) 一部市町を対象とした課題解決のための施策案の提示

各種介護保険データを収集・分析し、当該市町の課題を解決するための施策案の提示などを行うこと。

- 支援を希望する市町に対して、個別伴走的に支援を行うこと。（3市町程度を想定）
- 施策案については、市町の介護保険事業計画や滋賀県介護保険事業支援計画を踏まえ、これらとの整合性が図られたものとする。また、当該計画の策定や進捗管理にあたって活用しやすい内容となるよう工夫すること。
- 必要に応じて、当該市町の特異性分析を掘り下げるための調査・分析を行うこと。
- 施策案等の提示にあたっては、資料やデータの提供に加えて、県および市町の職員に対する解説を行うこと。その際、委託者からの一方的な解説だけでなく、質疑を受け付けるなど双方向のやり取りを含むものとし、対面またはオンライン等の手法については県および当該市町と調整すること。

4 実績報告

受託者は、業務内容の結果をとりまとめた報告書を成果物として提出すること。

(1) 提出物

- 報告書（印刷物）3部（カラー印刷にて納品すること）
- 上記データ（CD-RまたはDVD-R）2部
 - ※ データは、報告書全体をPDFで、各種データについては、Microsoft Word、Excel、PowerPointで納品すること

(2) 提出時期

業務完了後30日以内または令和8年3月31日のいずれか早い日まで

5 業務の実施について

- (1) 本業務の内容の詳細については、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議の上、決定すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について県へ報告すること。

6 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 本業務において知り得た各市町および個人の秘密は、第三者に漏らしてはならない。
この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- (4) 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (5) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- (6) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 成果物等に関する著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (8) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、受託者は速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (9) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。